

## 鳥取県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー夜見店  
米子市夜見町2921-8

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正

島根県益田市下本郷町206-5

有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春

米子市茶町7

有限会社土井 代表取締役 土井英教

米子市西福原六丁目2-29

有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平

米子市富士見町二丁目16

有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨

米子市東倉吉町85-3

変更後 株式会社開放倉庫 代表取締役社長 佐藤巖

京都府相楽郡山城町椿井畑岡40-1

有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春

米子市茶町7

有限会社土井 代表取締役 土井英教

米子市西福原六丁目2-29

有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平

米子市富士見町二丁目16

有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨

米子市東倉吉町85-3

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

有限会社土井 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

有限会社岡島屋山陰店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社植田写真機店 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後7時30分

変更後 株式会社開放倉庫 開店時刻 午前10時 閉店時刻 翌午前2時

有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

有限会社土井 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

有限会社岡島屋山陰店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社植田写真機店 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後7時30分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

|     |             |                     |
|-----|-------------|---------------------|
| 変更前 | 株式会社ジュンテンドー | 午前6時30分から午後11時30分まで |
|     | 有限会社いしかわ    | 終日                  |
|     | 有限会社土井      | 終日                  |
| 変更後 | 株式会社開放倉庫    | 午前6時30分から翌午前2時30分まで |
|     | 有限会社いしかわ    | 終日                  |
|     | 有限会社土井      | 終日                  |

3 変更年月日

平成18年12月22日

4 届出年月日

平成18年12月21日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,368 m<sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 153台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 70台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 128 m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 22.8 m<sup>3</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3か所

位置 6の書類に記載のとおり

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成19年1月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。